

特定非営利活動法人 焼津育成の会 野いちご 虐待防止及び身体拘束等適正化のための指針

1 基本方針

特定非営利活動法人焼津育成の会野いちご(以下「法人」という。)は、障害者虐待防止法の理念及び障害者総合支援法の趣旨に基づき、利用者一人ひとりの人格及び人権を尊重し、安全で安心してサービスを利用できる環境を確保するため、虐待の防止及び身体拘束等の適正化を推進する。

法人は、虐待及び身体拘束等を重大な権利侵害として認識し、これらの未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応に努める。

2 虐待及び身体拘束等の定義

(1) 虐待

虐待とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める次の行為をいう。

身体的虐待

性的虐待

心理的虐待

放棄・放任(ネグレクト)

経済的虐待

(2) 身体拘束等

身体拘束等とは、利用者本人の意思に反して身体の一部を制限する行為をいう。

身体拘束等は原則として禁止する。

ただし、次の三要件を全て満たす場合に限り、例外的に実施できるものとする。

切迫性

非代替性

一時性

身体拘束等を実施する場合は、

組織的な判断

利用者及び家族への十分な説明

記録の作成

継続的な見直し

を必ず実施する。

3 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会

法人は、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会規程」に基づき、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」を設置する。

委員会は、少なくとも年1回開催し、必要に応じて臨時に開催する。
委員会は次の事項について協議する。

虐待防止及び身体拘束等適正化の推進

指針及び関係規程の見直し

虐待及び身体拘束等に関する事例の検証

再発防止策の検討

職員研修の企画及び評価

モニタリング及び自己点検

その他必要な事項

委員会の構成、役割その他必要事項は、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会規程」に定めるところによる。

4 虐待防止責任者等

法人は虐待防止責任者を置く。

虐待防止責任者は、虐待防止及び身体拘束等適正化の推進並びに委員会の運営を統括する。

虐待防止マネージャーは、虐待防止責任者を補佐し、日常的な相談対応、職員への助言、情報収集及び研修支援を行う。

5 職員研修

法人は、全職員を対象として虐待防止及び身体拘束等適正化に関する研修を実施する。

研修は、

年1回以上の定期研修

新規採用職員研修

必要に応じた臨時研修

とする。

研修記録は適切に保存する。

6 虐待及び身体拘束等の報告・相談体制

職員は、

虐待を受けた疑い

虐待を発見した場合

身体拘束等を実施した場合

不適切な支援が疑われる場合

には速やかに虐待防止責任者へ報告する。

虐待防止責任者は必要に応じて委員会を開催し、事実確認を行う。

障害者虐待防止法その他関係法令に基づき、市町村等への通報が必要な場合は速やかに対応する。

7 虐待等発生時の対応

虐待又は身体拘束等が発生した場合は、
利用者の安全確保
事実確認
原因分析
関係機関への報告
家族への説明
再発防止策の策定
を速やかに実施する。

8 身体拘束等の適正化

身体拘束等を実施する場合は、
三要件の確認
委員会又は管理者等による組織的判断
実施理由及び解除時期の検討
記録の作成
定期的な検証
早期解除
を行う。
代替方法を常に検討し、身体拘束等の縮減に努める。

9 苦情及び相談への対応

利用者及び家族からの虐待又は身体拘束等に関する相談及び苦情については、契約書、重要事項説明書及び苦情解決制度に基づき適切に対応する。
相談者及び通報者の秘密は保持し、不利益な取扱いを行わない。

10 指針の閲覧

本指針は、
法人内への掲示
ホームページへの掲載
により、利用者、家族及び職員がいつでも閲覧できるようにする。

11 指針の見直し

本指針は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会において定期的に見直しを行い、必要に応じて改正する。

この指針は、令和8年4月1日から施行する。

なお、「虐待防止のための指針」及び「身体拘束等適正化のための指針」は廃止する。